

1 不登校児童生徒の支援に関する国や県の施策と動向

不登校児童生徒は小・中学校、高等学校のいずれの学校段階においても増加傾向にあります。不登校児童生徒等の支援は、個に応じた支援や学習の機会の確保を通じて、児童生徒一人一人の将来の社会的自立を目指して行われます。そのため、支援者の一人一人が、不登校児童生徒等の支援に関する考え方や法律等の理解が大切です。

(1) 不登校児童生徒等の支援に関する基本的な考え方

不登校児童生徒等の支援においては、支援者の一人一人が、児童生徒の将来の社会的自立を目指し、それぞれの強みを生かしながら支援していくことが大切です。一方で、不登校に対する偏見や不適切な発言は、不登校を長引かせる要因や、児童生徒の不安を高め、更につらい思いをさせてしまうことにつながります。よって支援者は、不登校児童生徒等の支援に関する考え方や法律等を理解した上で、支援していく必要があります。

なお、文部科学省は、不登校について次のように定義しています。

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

しかし、不登校の定義によらず「欠席日数が 30 日未満」「遅刻と早退を繰り返す」「登校後に別室で学習している」等、個に応じた支援が必要な児童生徒もいます。これらの児童生徒を含めた全ての児童生徒に対して多様な学習の機会を保障し、社会的自立に向けた支援が求められています。

そこで、はじめに、不登校児童生徒の支援に関する考え方を確認します。

1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保を図ります。※1

学校教育の果たす役割は、様々な面において極めて大きいものがあります。なお、不登校児童生徒の支援に当たっては、未然防止の取組みの充実が大切です。また、学校教育になじめない児童生徒を、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があります。※2

2 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮します。※3

不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっており、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要です。※4

3 児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあります。※2

児童生徒によっては、休養が学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在する場合があります。休養については、学校と家庭等が連携して検討することが大切です。※2

4 不登校児童生徒の一人一人の状況や、児童生徒の才能や能力に応じてそれぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で多様な教育機会を確保する必要があります。※2

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じ、教育支援センター、フリースクール等の民間施設等による多様な教育機会を確保し、これらの施設と連携して支援に当たることが大切です。また、家庭の状況によっては、福祉機関とも緊密に連携を図ります。※2、※3

5 不登校児童生徒の支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指します。※2、※3

内閣府は社会的自立の概念を、「就業による経済的自立に限らず、親から精神的に独立しているかどうか、日々の生活において自立しているかどうか、社会に関心を持ち公ともに参画しているかどうかなど、多様な要素を含むもの」としています。※5

※1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年成立、29年施行）

※2 不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年通知）

※3 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年策定）

※4 【総則編】学習指導要領解説（小学校、中学校：平成29年、高等学校：平成30年）

※5 若者の包括的な自立支援方策に関する検討会報告（平成17年報告）

（2）不登校児童生徒等の支援に係る法律、通知等

①義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律とその関連通知について

全国的に見ても不登校児童生徒数は高い水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっています。こうした中、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、平成29年2月より施行されました。そして、平成29年3月には国の「基本指針」が策定されました。さらに令和元年10月には、「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が出されています。

これらの法律や基本指針、通知を整理すると以下のような内容（概要）になります。

○不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

○学校等の取組みの充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくSCやSSWとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）、フリースクール等の民間施設、ICTを活用した学習支援等多様な教育機会を確保すること

○教育委員会の取組みの充実

- ・研修等の体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解等を身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援等保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

さらに、平成29年3月改訂の小・中学校学習指導要領及び平成30年3月改訂の高等学校学習指導要領においても、不登校児童生徒への配慮について記載されました。小学校学習指導要領の「第1章 総則 第4 2（3）不登校児童への配慮」では、

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

と記載されており、法や基本指針と同様、「社会的自立」を目指し、必要な支援等を行うことになっています。



参考資料：文部科学省HP

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

H28.12.14 公布、H29.2.14 施行

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380960.htm



参考資料：文部科学省HP

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」

H29.3.31 策定

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/1384371_1.pdf



参考資料：文部科学省HP

「不登校児童生徒への支援の在り方について」

R1.10.25 通知

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm

②生徒指導提要（改訂版）

文部科学省は生徒指導提要の位置付けを、「生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、生徒指導に関する基本書として、生徒指導の考え方や指導方法、個別課題への対応等について、これまでの関連法やガイドライン、通知等について網羅的にまとめたもの」としています。

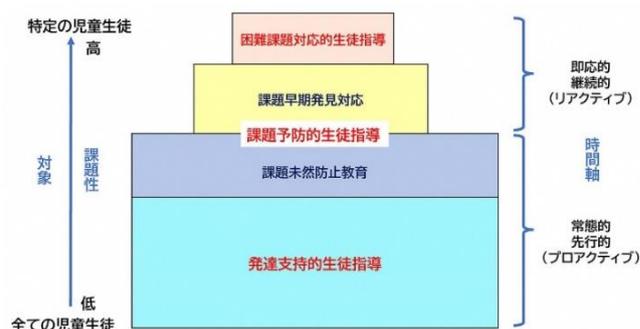
初版（平成22年）以降、生徒指導を取り巻く環境が変化中、課題予防・早期対応といった課題解決的な指導のみならず、児童生徒の発達や成長を促す指導による未然防止の取組みの必要性が高まってきていることから、令和4年の改訂に至りました。

なお、生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たし、学習指導と並んで学校教育では重要な意義を持ちます。また、生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的として行われます。

また不登校については、第Ⅱ部第10章において、関連法規や基本指針、児童生徒に対する支援や指導、組織的対応や連携した支援等の詳細が掲載されています。

○生徒指導の重層的支援と積極的な生徒指導の充実

児童生徒の諸課題への対応について、日常的な発達支持的生徒指導から、未然防止、早期発見、困難課題への対応等、各段階における発達や課題の困難度に応じた指導が必要であることから、時間軸（2軸）、課題性（3類）、対象（4層）に構造化したモデルを提示しています。



また、児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目の前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導等（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育）の積極的な生徒指導を充実させることが盛り込まれました。

○チーム学校による組織的対応

児童生徒の諸課題の解決について学級担任一人で抱え込むことなく、生徒指導主事や養護教諭、SC、SSW等の校内で組織的に対応していくとともに、校外の関係機関等との連携・協働に基づくネットワーク型支援チームによる地域資源を活用した組織的対応の必要性が求められています。



参考資料：文部科学省HP

「生徒指導提要」

R4.12.22改訂

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

③誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）

令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」で小・中・高等学校の不登校児童生徒数が30万人を超え、過去最高となりました。また、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない小・中学生が4.6万人いることも明らかになりました。

これらの状況を受けて文部科学省は、不登校対策の一層の充実を目指し、令和5年3月31日付けで「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を策定しました。

○不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

- ・ 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置を促進
- ・ 教育支援センターの機能強化
- ・ 高等学校においても柔軟で質の高い学びを保障
- ・ 多様な学びの場、居場所を確保

○心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

- ・ 1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進
- ・ 「チーム学校」による早期支援を推進
- ・ 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

○学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

- ・ 学校風土の「見える化」
- ・ 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- ・ いじめ等の問題行動に対しては毅然とした対応を徹底
- ・ 児童生徒が主体的に参加した校則等の見直しの推進
- ・ 快適で温かみのある学校としての環境整備
- ・ 障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う共生社会を学ぶ場に



参考資料：文部科学省HP

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」

R5.3.31 通知

<https://www.mext.go.jp/content/000320701.pdf>



参考資料：文部科学省HP

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」

R5.3.31 策定

https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_jidou02-000028870-cc.pdf

④不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）（別紙 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方）

文部科学省は、これまで発出してきた通知について、「学校に戻ることを前提としない方針を打ち出した」等の指摘があることから、学校教育の意義や不登校児童生徒の支援のあり方について誤解が生じないようにと、令和5年11月17日付けで「不登校の児童生徒等への支援の充実について」（通知）の別紙にて、不登校児童生徒への支援について改めて基本的な考え方を示しました。

○令和元年10月25日付けの「不登校児童生徒への支援の在り方について」の周知

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること
- ・学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組みが重要であること
- ・既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること

○学校教育の意義及び在り方（誰もが安心して学べる魅力ある学校づくり）

- ・学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくこと
- ・児童生徒の教職員への信頼感や学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気について、その把握に努め、関係者が共通認識を持ってその改善に取り組むこと
- ・不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるようにすること

○不登校の児童生徒や保護者への支援等の実施

- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」「文部科学大臣メッセージ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～」も踏まえ、一人一人に応じた多様な支援を行うこと
- ・関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うこと
- ・不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、SCやSSWによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し提供すること



参考資料：文部科学省HP

「不登校の児童生徒等への支援の充実について」

のうち、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方(別紙)

R5.11.17 通知

https://www.mext.go.jp/content/20231120-mxt_jidou02-000032767_01.pdf

⑤こども基本法

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指し、令和4年6月に公布され、こども家庭庁が創設された同日の令和5年4月1日付けで施行された法律です。この法律では、こども施策の基本理念等や、国や都道府県、市区町村等の社会全体で子どもや若者に関する取組みとなる「こども施策」を進めることが明記されています。また、事業主や国民にも下記の基本理念を踏まえた努力すべきことが示されています。こども施策は下記の6つの事項を基本理念として行います。(第3条)

- 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること
- 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

なお、こども基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、こども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること」が明記されています。

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されています。



参考資料：e-Gov(法令検索)HP

「こども基本法」

R4.6.22 公布、R5.4.1 施行

<https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC1000000077>



参考資料：こども家庭庁HP

「こども大綱」

R5.12.22 閣議決定

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/276f4f2c/20231222_policies_kodomo-taikou_2l.pdf

(3) 山形県の不登校児童生徒の状況

全国的に不登校児童生徒数が増加している中、山形県においても同様に増加傾向にあり、令和5年度においては、小学校では785人（前年度比100人増）、中学校では1,554人（前年度比166人増）、高等学校では644人（前年度比56人増）となっています。

1,000人あたりでは、全国よりも少ない状況にありますが、増加傾向にあることを課題と受け止め、未然防止及び早期対応、関係機関と連携した支援ができるように努めていく必要があります。

不登校の児童生徒について学校が把握した事実としては、山形県も全国と同様の傾向にあり、全校種で「生活リズムの不調」「学校生活に対してやる気が出ない等」「不安・抑うつ」が多い状況となっています。さらに、「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題」「学業の不振や頻繁な宿題の未提出」「親子の関わり方に関する問題」についても相談等が多い状況にあります。

表1-1 不登校児童生徒数の推移（国公立小中合計）

（単位：人）

年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減
山形	不登校児童生徒数	1,153	1,226	1,554	2,073	2,339	266
	1,000人あたり	14.3	15.6	20.1	27.3	31.7	4.4
全国	不登校児童生徒数	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	47,434
	1,000人あたり	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2	5.5

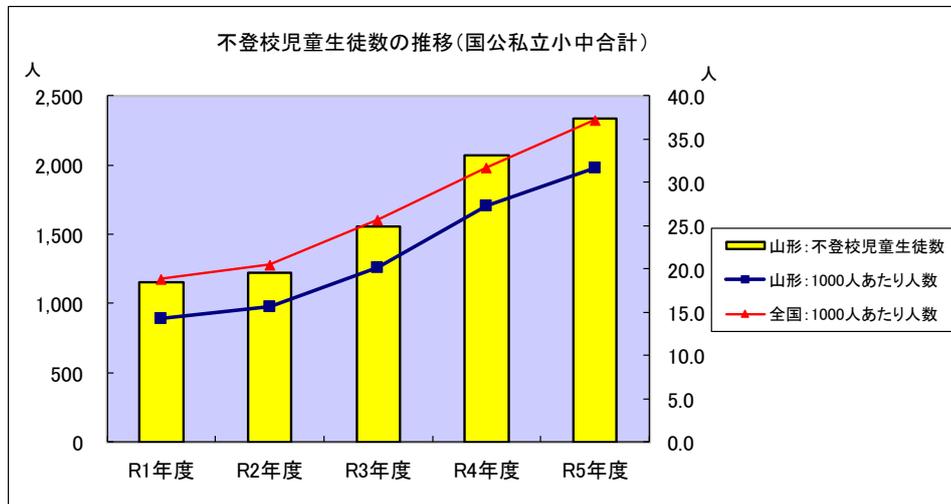


図1-1 不登校児童生徒数の推移（国公立小中合計）

（参考：令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

表1-2 小中学校種別の不登校児童生徒数の推移（国公立小中合計）

（単位：人）

年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減	
小学校	山形	不登校児童数	278	344	428	685	785	100
		1,000人あたり	5.3	6.7	8.6	14.0	16.5	2.5
	全国	不登校児童数	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	25,258
		1,000人あたり	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4	4.4
中学校	山形	不登校生徒数	875	882	1,126	1,388	1,554	166
		1,000人あたり	31.2	31.9	41.1	51.9	59.3	7.4
	全国	不登校生徒数	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	22,176
		1,000人あたり	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1	7.3

表1-3 高等学校の不登校生徒数の推移（国公立高校合計）※通信制高校は含まない

（単位：人）

年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減
山形	不登校生徒数	445	373	486	588	644	56
	1,000人あたり	15.3	13.2	17.9	22.1	24.8	2.7
全国	不登校生徒数	50,100	43,051	50,985	60,575	68,770	8,195
	1,000人あたり	15.8	13.9	16.9	20.4	23.5	3.1

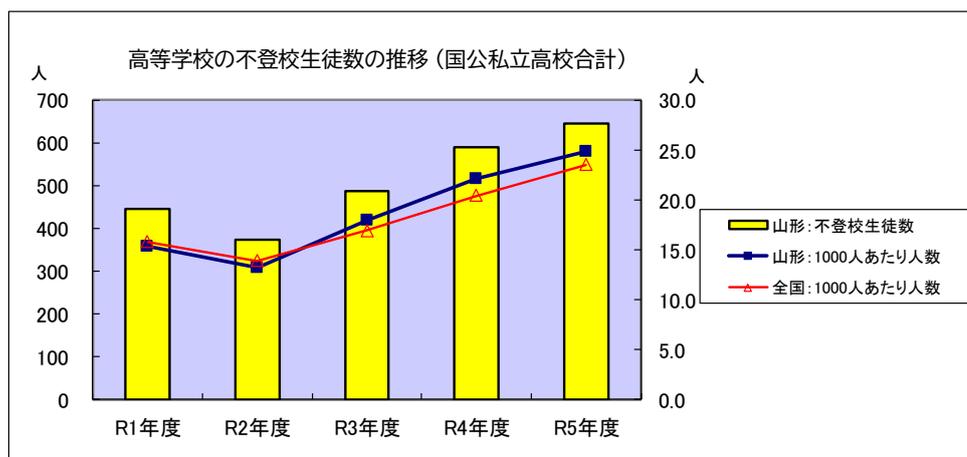


図1-2 高等学校の不登校生徒数の推移（国公立高校合計）※通信制高校は含まない

（参考：令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

※「不登校」児童生徒の定義…30日以上欠席した児童生徒数。「不登校状態」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況をいう（ただし、「病気」や「経済的理由」によるものを除く）。

山形県の高等学校の中途退学者は、令和5年度においては372人となっており、中退率は全国平均をやや下回っています。中途退学の理由としては、「進路変更」と「学校生活・学業不適應」で約80%を占めています。スムーズな中高接続のためには、進路選択時に高校の魅力・特色をよく理解することや、進学先の高校と中学校・関係機関との間で、個々の生徒の情報共有に努めていくことが必要です。

表1-4 高等学校における中途退学者数の推移（国公立私立高校合計）※通信制高校を含む

年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	増減
山形	中途退学者数	356	320	360	318	372	54
	中退率（%）	1.2	1.1	1.3	1.1	1.4	0.3
全国	中途退学者数	42,882	34,965	38,928	43,401	46,238	2,837
	中退率（%）	1.3	1.1	1.2	1.4	1.5	0.1

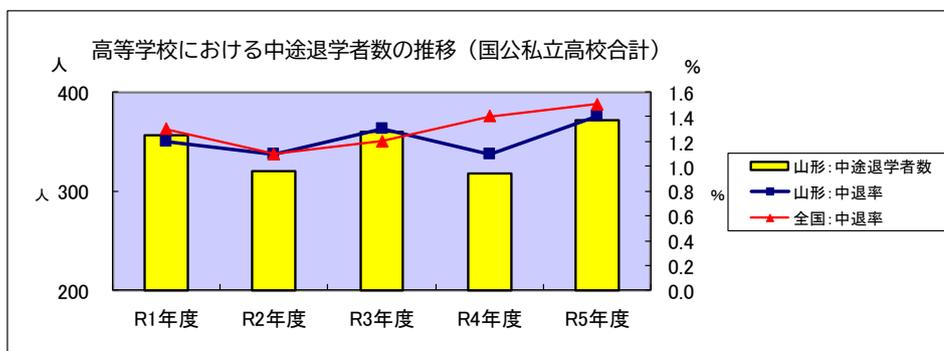


図1-3 高等学校における中途退学者の推移

（参考：令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

また、文部科学省委託事業「不登校の要因分析に関する調査研究」では、実際に不登校だった児童生徒とその保護者、担任教師等を対象とした調査を実施しています。

その調査では、不登校の関連要因を明らかにするために、不登校の児童生徒と不登校でない児童生徒の違いについて検討しており、児童生徒本人や教師の回答の違いについて解析しています。その結果、教師と児童生徒の回答の両方から、一致して不登校のリスクを高める可能性がある要因として、「仲の良い友達がない」といった友達からの孤立、「授業が分からない」こと、「宿題」、「制服・給食・行事」といった、学校において“みんな一緒”が求められるような決まりに対する不適應は、不登校のリスクを高めている可能性があるとしてされています。また、「インターネット・ゲームの影響」、「感覚過敏」、「からだの不調」や「不安・抑うつ」は、教師には見えにくい可能性もあるものの、教師と児童生徒ともに、一致して不登校との関連が見られるとされています。